

## 平成 23 年度 第 2 回幕別町地域公共交通確保対策協議会会議録

### 1 開催方法 書面開催

### 2 議事の結果

- (1) 平成24年度幕別町地域公共交通確保対策協議会予算（案）について  
質疑なし  
原案のとおり承認
- (2) 町営バス（駒島線）の登録に係る同意について  
質疑なし  
原案のとおり承認

以上

平成23年度  
第2回幕別町地域公共交通確保対策協議会議案

【書面会議】

# 会 議 次 第

## 1 議 案

- (1) 平成24年度幕別町地域公共交通確保対策協議会予算（案）について・・・2
- (2) 町営バス（駒島線）の登録に係る同意について・・・・・・・・・・・・・・3

議案第1号

平成24年度幕別町地域公共交通確保対策協議会予算（案）について

歳入 (単位：千円)

款	項	目	金額	備考
1 負担金	1 負担金	1 負担金	0	
2 補助金	1 補助金	1 補助金	9,400	1 国庫補助金 5,000 2 町補助金 4,400
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	0	
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入	124	1 運賃収入 124
合計			9,524	

歳出 (単位：千円)

款	項	目	金額	備考
1 運営費	1 会議費	1 会議費	561	1 委員報酬 427 2 旅費 117 3 食料費 17
	2 事務費	1 事務費	150	1 消耗品費 150
2 事業費	1 事業費	1 事業費	8,713	1 調査業務委託料 2 実証運行委託料 3 簡易バス停 4 臨時職員賃金
3 予備費	1 予備費	1 予備費	100	
合計			9,524	

【説明】

第1回協議会において、平成24年度の事業計画（案）の中で、事業費につきましては既にご説明をさせていただいておりますことから、本協議会の平成24年度予算（案）を书面会議とさせていただくものであります。

○歳入

2款-補助金、1項-補助金：国及び町からの補助金です。

4款-諸収入、1項-諸収入：実証運行時の運賃収入です。

○歳出

1款-運営費、1項-会議費：協議会及び分科会の開催に要する費用です。

1款-運営費、2項-事務費：協議会の運営及び事業の実施に必要な消耗品費です。

2款-事業費、1項-事業費：調査業務及び実証運行の委託料、実証運行の乗降調査の調査員賃金等です。

## 議案第2号

### 町営バス（駒島線）の登録に係る同意について

#### 町営バス（駒島線）について、現行の運行内容で登録する

##### 【説明】

町営バス（駒島線）につきましては、道路運送法第79条（自家用有償旅客運送）の登録により運行しておりますが、3年毎に登録の更新が必要となるものであります。

このため、平成24年4月1日からの町営バスの運行について、現行どおりの運行内容で、自家用有償旅客運送の登録を行うことについて委員の皆様の同意を求めるものであります。現行の運行内容につきましては別紙をご覧ください。

なお、平成25年度以降の町営バスのあり方につきましては、今後当会議でご議論をいただきたいと思いますと考えております。

## 【現行の運行内容について】

1 運送の主体 幕別町

2 路線名 駒島線（幕別市街～糠内市街～駒島市街）

### 3 使用料

(1) 使用料は、別表「町営バス運行料程及び運賃表」のとおりとする。

(2) 町長は次の各号に該当する者がいるときは、それぞれ定める割合によって徴収することができる。

ア 通学のため利用する小学校及び中学校の児童生徒 無料

イ 乳幼児（6歳未満の者） 無料

ウ 小児（6歳以上12歳未満の者） 半額

エ 老人（65歳以上の者） 無料

オ 生活保護法による保護を受ける者 免除

カ 身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付を受けた者のうち1級又は2級の者及び知的障害者福祉法による療育手帳の交付を受けた者並びにこれらの者の介護者 無料

キ 身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付を受けた者のうち前号に規定する者以外の者 半額

ク 使用料として一定回数券をまとめて前納する者 9割以内

ケ 1月を単位として通勤のため定期的に利用する者 正規の往復運賃の25倍の額の7割

コ 1月を単位として高等学校、特殊教育学校、各種学校及び大学へ通学のため定期的に利用する者 正規の往復運賃の22倍の額の5割

### 4 運行日程

ア 町有バスの運行は毎日3往復とする。ただし、利用状況を勘案して運行回数を増減することができる。

イ 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月25日から翌年1月10日までの間において、町長の定める期間は運休とする。

ウ 町が主催する行事、その他において町民の交通確保上、町有バスの運行を必要と認めるときは、町長は臨時に運行することができる。

エ 風水害等の自然条件及び道路事情の悪化等により町長において止むを得ないと認めるときは運休することができる。

別表（第2条関係） 町営バス運行料程及び運賃表

										幕 別			
									南11線	160円 2.6km			
								北2号	160円 2.8km	250円 5.4km			
							南 勢	200円 3.9km	300円 6.7km	390円 9.3km			
					農野牛 入 口	170円 3.0km	310円 6.9km	400円 9.7km	490円 12.3km				
					糠 内	160円 2.8km	270円 5.8km	400円 9.7km	500円 12.5km	590円 15.1km			
				五位		160円 2.6km	250円 5.4km	360円 8.4km	490円 12.3km	590円 15.1km	680円 17.7km		
				中 里	210円 4.0km	290円 6.6km	390円 9.4km	490円 12.4km	630円 16.3km	720円 19.1km	810円 21.7km		
					観音橋	170円 3.0km	310円 7.0km	400円 9.6km	490円 12.4km	600円 15.4km	730円 19.3km	830円 22.1km	
駒 島					170円 3.0km	270円 6.0km	410円 10.0km	500円 12.6km	600円 15.4km	700円 18.4km	830円 22.3km	930円 25.1km	1,020円 27.7km

備考 第2条第3項の規定の適用において、その額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数の額は徴収しない。